

## 【PDF 2】

### 延滞金の割合

令和8年1月1日から令和8年12月31日までの延滞金の割合は、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例附則第2条の規定に基づき、特例措置の適用により下記のとおりです。

適用期間	延滞金 特例基準割合	延滞金割合(年)	
		納期限の翌日から 1か月までの期間	納期限の翌日から 1か月を経過した期間
平成11年12月31日まで(本則)	—	7.3%	14.6%
令和8年1月1日から令和8年12月31日まで	1.8%	2.8%	9.1%
<b>(※3)(仮定)</b> 令和9年1月1日から令和9年12月31日まで	<b>1.9%</b>	<b>2.9%</b>	<b>9.2%</b>

#### ◇納期限の翌日から1か月までの期間

本則・・・7.3%(年)

令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合(※1)に1.0%を加算した割合

(延滞金特例基準割合を用いた割合が7.3%を超える場合は7.3%の割合となります。)

#### ◇納期限の翌日から1か月を経過した日から納付した日までの期間

本則・・・14.6%(年)

令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合(※1)に7.3%を加算した割合と14.6%のいずれか低い割合となります。

#### (※1)延滞金特例基準割合とは

令和3年1月1日以降	平均貸付割合(※2)に、年1.0%を加算した割合
------------	--------------------------

#### (※2)平均貸付割合とは

各年の前々年の9月から前年の8月までの、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に、財務大臣が告示する割合

### 【延滞金の計算方法】

下水道使用料滞納額×滞納期間の各年に適用される延滞金の割合×納期限の翌日から納付の日までにおける年ごとの日数÷365日

※滞納期間が複数年に跨る場合は、上記計算を年ごとに行い最後に合計します。

### (計算上の注意)

- (1) 未納額が 2,000 円未満の場合は、延滞金はかかりません。
- (2) 未納額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します。
- (3) 算出した遅延損害金が 1,000 円未満である場合は、延滞金はかかりません。
- (4) 算出した延滞金に 100 円未満の端数がある場合は、その端数金額は切り捨てます。
- (5) 計算の過程における金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

### (延滞金計算例)

未納額が 30,500 円、納期限令和 8 年 5 月 7 日、納付日が令和 9 年 8 月 6 日の場合(456 日分)

(1) 未納額 1,000 円未満の端数を切り捨てます。30,500 円⇒30,000 円

(2) 納期限から納付日までの日数を延滞金の割合で計算します。

<納期限翌日から 1 か月まで(31 日分)>

$$\cdot 30,000 \text{ 円} \times 2.8\% \times 31 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 71 \text{ 円} \dots \textcircled{1}$$

<納期限翌日から 1 か月を経過した日から令和 8 年 12 月 31 日まで(207 日分)>

$$\cdot 30,000 \text{ 円} \times 9.1\% \times 207 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 1,548 \text{ 円} \dots \textcircled{2}$$

<令和 9 年 1 月 1 日から納付の日まで(218 日分)>

(※3) 令和 9 年 1 月 1 日から 12 月 31 日に適用される延滞金特例基準割合が 1.9%になったと仮定した場合

$$\cdot 30,000 \text{ 円} \times \underline{9.2\%} \times 218 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 1,648 \text{ 円} \dots \textcircled{3}$$

合計 ①+②+③=3,267 円(100 円未満切り捨て) **延滞金 3,200 円**